

専門委員会に関する細則

第1章 総 則

第1条 本規約は生徒会活動の細かな仕事を受け持つ専門委員会の活動が円滑に進むためのものであり、すべての諸会合の方法、構成は生徒会規約第24、25、26条及び第11章による。

第2章 体育委員会

第2条 本会は生徒会運営上の執行機関として、正課体育授業の雑務及び体育大会などの体育行事における部門を担当する。

第3条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 正課の体育授業の際、授業内容の事前連絡、体育用具の準備点検などを行う。
- (2) 体育大会、クラスマッチ等の体育行事において、事前に準備委員としてのこれを組織運営する。必要に応じて、全生徒から準備委員を募集する。

第4条 定期委員会は、特にこれを定めない。

第3章 保健委員会

第5条 本会は生徒会運営上の執行機関として、生徒の保健面に関する部門を担当する。

第6条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 健康診断や健康調査の際の雑務を担当する。
- (2) 保健だよりを毎月1度発行する。
- (3) 各種の生徒会の保健行事の開催。

第4章 美化委員会

第7条 本会は生徒会運営上の執行機関として、校内の美化及び環境整備に関する部門を担当する。

第8条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 委員会に属するすべての美化委員で校内の清掃状況の調査及び指導をする。
- (2) 清掃に関する道具等を管理し配給する。
- (3) 大掃除を実施し、校内美化の運動を推進する。

第5章 文化委員会

第9条 本会は生徒会運営上の執行機関として、文化祭などの文化的行事における部門を担当する。

第10条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 文化祭において、事前に実行委員の代表を文化委員の中から選び、全生徒から実行委員を募集して、これを組織し運営する。
- (2) その他の生徒会行事における文化的事項を担当する。

第6章 風紀委員会

第11条 本会は生徒会運営上の執行機関として、校内の風紀などの学校生活全般に関する部門を担当する。

第12条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 挨拶の励行
- (2) 服装頭髪に関する校則の遵守
- (3) 教室の戸締まりなどの保安活動

第7章 情報委員会

第 13 条 本会は生徒会運営上の執行機関として、校内の機関紙の編集や情報機器の管理・利用の促進を担当する。

第 14 条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) 生徒会活動新聞や生徒会誌の発行
- (2) 授業における I C T 機器の準備及び管理

第8章 図書委員会

第 15 条 本会は生徒会運営上の執行機関として、図書館に関連する部門を担当する。

第 16 条 本会は次の各項にあげる内容を受けもつ。

- (1) カウンター業務など学校司書のサポート
- (2) 図書館だよりの発行
- (3) 図書館行事の企画

令和4年4月1日より一部改正する。